

# しろさと農業委員会だより

編集  
農業委員会  
運営委員会  
発行  
農業委員会会長  
富田 昇  
発行年月日  
平成23年10月17日  
第8号



会長あいさつ

農業委員会  
会長 富田 昇



平成23年6月28日より、会長の大任を仰せ使いました富田です。  
経験豊富な歴代の会長の後をお引き受けして早や三ヶ月が過ぎ、厳しい農業・農村情勢の中、身の引き締まる思いの日々であります。

改めまして、3月11日に発生した東日本大震災において被災されました皆様方に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、福島第一原子力発電所事故発生に伴う、本年産米に対する放射性物質検査では、城里町で生産された七箇所すべての玄米から放射性物質は検出されなく、米の安全性が確認されひと安心しております。

わが町の農用地は約二千九百ヘクタールであり、昨年度の農業委員による農地パトロールにあわせた耕作放棄地調査面積は二百六ヘクタールと全農地の約七パーセントを占めている現状です。

当委員会では耕作放棄地解消を目標に、担当地区委員ごとに戸別指導を実施し農地の適正管理を促したり、担い手農家への遊休農地のあっせんを行っています。

今回の「農業委員会だより」では、昨年耕作放棄地または遊休農地の意向調査をした中で「他の農家へ貸したい」という農地情報を掲載しております。規模拡大を希望する農家さんにおかれましては、国がすすめる耕作放棄地再生事業に対する助成制度もございますので、ぜひ詳細内容を事務局へお問い合わせいただきたいと思います。

今後とも、本会に対し一層のご理解とご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

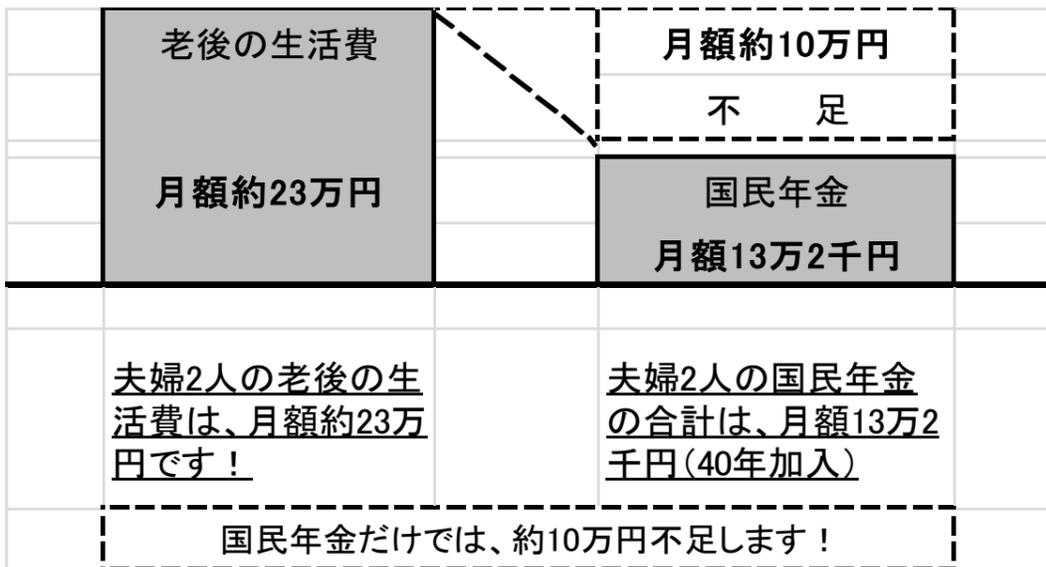
会長及び職務代理者が変わりました

会長 富田 昇(大字塩子)  
会長職務代理者 片根 邦(大字石塚)

任期は、平成23年6月28日～平成24年1月31日までとなります。

## あなたの老後大丈夫ですか？

老後生活は、こんなにお金がかかる！夫婦二人の場合



## 農業者年金は農業者のための年金です



国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる年金制度です

(要件)

- ① 国民年金の第1号被保険者
- ② 年間60日以上、農業に従事している
- ③ 60歳未満の方

保険料は自分で選べます

月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択できます。

終身年金で80歳までの保証付きです

65歳から受給できますが、60歳まで繰り上げ受給することができます。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳受給相当額の年金が死亡一時金として遺族に支払われます。

### 農業者年金のメリット

#### ○社会保険料控除による節税

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

例えば 月額2万円の保険料を支払っている場合  
月額2万×12ヶ月＝年間24万円

農業者年金は、24万円全額が控除の対象！  
民間の個人年金は、控除の上限が5万円

#### ○国民健康保険、介護保険の保険料も安く

保険料の全額控除によって、課税対象所得が下がるので国民健康保険、介護保険の保険料も安くなります。

### 農業者年金の年金額の試算

○保険料2万円納付の場合

加入年齢	納付期間	性別	試算年金額(年額)
20歳	40年	男性	89万円
		女性	77万円
30歳	30年	男性	59万円
		女性	51万円
40歳	20年	男性	35万円
		女性	30万円
50歳	10年	男性	15万円
		女性	13万円

(注)この試算は、65歳までの付利利率が2.3%、65歳以降の予定利率が1.4%となった場合の通常加入の試算です。

付利利率2.3%は、農業者年金の期待収益率(2.6%)付利準備金への繰入率(0.3%)を控除して設定した率であり、予定利率1.4%は、農林水産省告示(H23.4.1施行)により定められている率です。

年金額の試算をいたしますので気軽にご相談ください。

また、農業者年金の詳しい内容については城里町農業委員会事務局にお問い合わせください。

TEL029-288-3111(内線361、362)

### 農地の利用状況調査状況

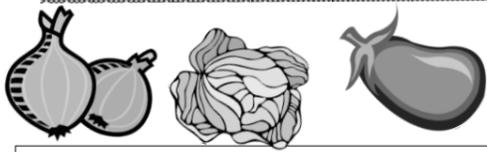
当農業委員会では、昨年の8月～今年の1月にかけて農地の利用状況調査を行いました。この調査は、農業委員が担当地区の農地が適正に利用されているか調査を行い、遊休農地(耕作放棄地)などの把握をし、所有者に農地の利用増進を図るための必要な指導をするものです。

昨年は、各農業委員が指導対象重点地域(優良農地)を選定し、その所有者に遊休農地(耕作放棄地)解消に向けた指導、農地利用の今後の意向を調査しました。

今年も 月から各委員が担当地区に分かれて、昨年に調査できなかった農地の意向調査及び必要な指導を実施します。

### 平成22年度意向調査実績(H22.8～H23.1)

農業委員による指導対象農地	650 筆	73 ha
① 自分で耕作する	67 筆	7.9 ha
② 定期的に除草管理する	193 筆	19.9 ha
③ 他の農家へ貸したい(自分で探す)	46 筆	5.4 ha
④ 他の農家へ貸したい(相手を探してほしい)	153 筆	17.7 ha
⑤ 他の農家へ売りたい(自分で探す)	0 筆	0 ha
⑥ 他の農家へ売りたい(相手を探してほしい)	17 筆	1.3 ha
⑦ 現状のままである	166 筆	19.8 ha
⑧ 土を入れて畑に転換したい	6 筆	0.8 ha
⑨ その他	2 筆	0.2 ha



### 農地の貸借等情報 H23.9.1現在



昨年実施した農地の利用状況調査による所有者の意向調査の中で、「他の農家へ貸したい、売りたい」との希望があった農地、貸付希望カードの提出があった農地については下表のとおりです。  
農地の借り手を探しています。農地によって「基盤整備の有無」、「すぐに耕作できる状態の有無」、「貸付等形態」などさまざまです。農地の詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。

「所有する農地を貸したい！」という方は、**貸付希望カード**をご利用ください。  
貸したい農地を農業委員会に登録し、農業を始めたい、規模拡大したいという借受希望者がカードを閲覧して希望の条件と合致した場合に貸し手、借り手の双方で農地の貸借を行います。

#### 常北地区

大字	地目	筆	面積(m <sup>2</sup> )
石塚	田	11	10,259
	畑	9	11,633
那珂西	田	17	16,819
	畑	27	30,697
上泉	田	1	895
増井	田	10	8,645
磯野	田	10	13,502
	畑	4	2,699
上入野	畑	5	4,716
上青山	田	4	5,277
	畑	4	7,805
下青山	田	5	6,582
春園	田	3	5,551
	畑	10	11,296

大字	地目	筆	面積(m <sup>2</sup> )
上古内	田	2	1,524
	畑	3	2,131
下古内	畑	5	3,993

#### 桂地区

大字	地目	筆	面積(m <sup>2</sup> )
北方	畑	12	15,202
高久	田	1	971
	畑	12	16,925
錫高野	畑	8	9,685
孫根	畑	4	7,544
阿波山	畑	2	4,123
下阿野沢	田	2	1,430
	畑	6	11,017
上阿野沢	畑	7	7,993

#### 七会地区

大字	地目	筆	面積(m <sup>2</sup> )
小勝	畑	6	4,655
塩子	田	1	2,730
	畑	5	9,402

農地を借りて、「農業を始めたい！規模拡大したい」とお考えの農家の方へ  
農地の詳細、農地の貸借手続き等については、農業委員会事務局にお問い合わせ、お越しください。  
城里町農業委員会事務局  
Tel.029-288-3111(内線361、362)

黄金色に色づいた秋の稲の収穫も終了し、今年も例年どおり豊作であったようですので、ひと安心しております。しかし、今後は福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害等、厳しい農業情勢が続くことが懸念されます。私たち農業委員も一丸となって上層機関への働きかけ等、努力して参りますので、皆様の更なるご支援・ご協力をお願いいたします。

### 編集後記

- ・発行日：毎週金曜日
- ・購読料：一ヶ月600円
- ・申込み：農業委員会事務局



### 全国農業新聞

平成21年12月に農地法が改正され、相続等により農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村農業委員会への届け出が必要となりました。相続権利を知った日から、10カ月以内に農業委員会に届け出てください。  
届出書(「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」)は、農業委員会事務局に備え付けてあります。手続きの詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

### 農地を相続した場合の届け出

城里町農業委員会事務局  
〒311-4303  
城里町石塚1428-1  
コミュニティセンター城里  
電話 029-288-3111  
FAX 029-288-2362